

山鹿市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

山鹿市長 早 田 順 一

山鹿市規則第15号

山鹿市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

山鹿市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成17年山鹿市規則第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「任命権者」の次に「（その委任を受けた者を含む。以下同じ。）」を加える。

第21条第2項第2号中「、勤務時間条例第8条の4第2項の規定による請求にあつては3歳に、同条第3項の規定による請求にあつては」を削る。

第27条第1項中「、15の項、18の項」を「から18の項まで」に改め、同項の表16の項中「看護」を「看護等」に、「又は疾病」を「、疾病」に、「を行う」を「若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして市長が定める事由に伴うその子の世話を行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち市長が定めるものへの参加をする」に改める。

第27条の2ただし書中「あつては」の次に「、有給休暇とし」を加え、同条第3号中「期間」を「日数」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。